

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法) の適合証明書を申請される方へ【お知らせ】

盛土規制法の適合証明書を省略できる場合があります。

本市において、宅地の造成等を行う際に下記に示す 1(1)～(4)のいずれかの事例に該当する場合、「盛土規制法の許可申請」が明確に必要なため、建築確認申請時の添付書類から適合証明書を省略できます。

ただし、内容に疑義がある場合は開発指導課にご相談ください。

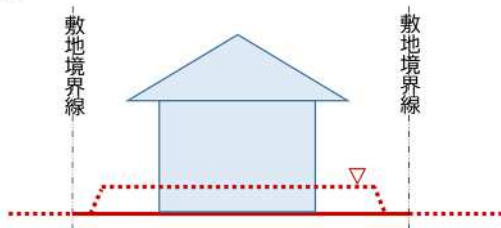
1 省略できる事例

(1) 切土及び盛土を一切行わない場合(面積要件なし)。

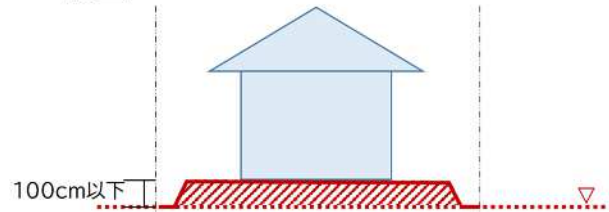
(2) 申請地(敷地面積 500 m²以下)において、切土・盛土を行う場合であっても、申請地と隣地との高低差が 100cm 以下となる計画の場合。

ア 隣地との高低差なし

【切土】



【盛土】

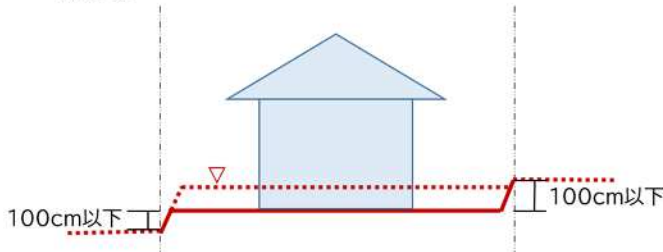


【凡例】

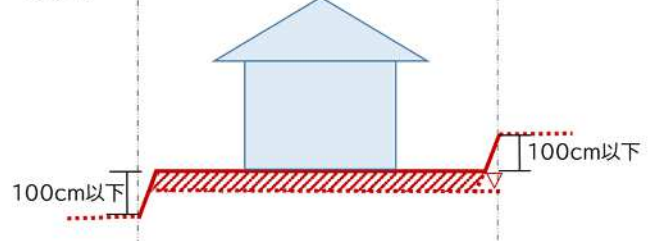
— 計画地盤
- - - 現況地盤
▽ 現況地盤の天端

イ 隣地との高低差あり

【切土】



【盛土】



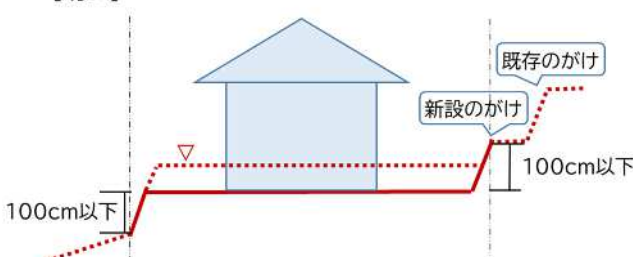
(3) 盛土規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項または第 35 条第 1 項の許可を受け、検査済証の写し(発行日から1年以内に限る)を添付する場合。

(4) 都市計画法第 29 条第 1 項の許可を受け、検査済証の写し(発行日から1年以内に限る)を添付する場合。

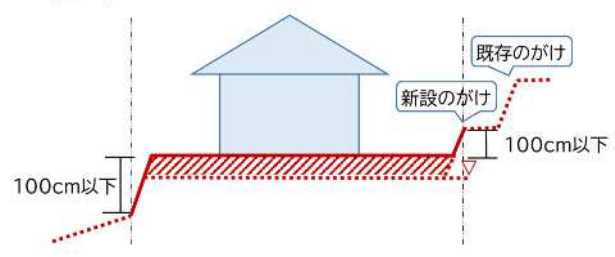
※ (2)イ において、申請地と隣地との高低差が 100cm 以下となる計画の場合であっても、隣地に既存のがけ(擁壁や法面等)がある場合、適合証明書は省略できません。

(新設のがけと既存のがけを「一体のがけ(二段擁壁)」として考える場合があります。)

【切土】



【盛土】



2 確認申請書への記載方法

適合証明書を省略する場合、適合証明書番号の代わりに確認申請書第三面【14. 許可・認定等】及び建築計画概要書第二面【14. 許可・認定等】の欄に「盛土規制法の適合証明書省略」との記載をお願いします。加えて、確認申請時の配置図にも適合証明書省略の旨とその根拠として上記1(1)～(4)のいずれかの内容を記載してください。

※内容に疑義がある場合は開発指導課にご相談ください。

■配置図への記載例

適合証明書を省略

(根拠： 1(2)ア 申請地(敷地面積 500 m²以下)において、切土・盛土を行う場合であっても、申請地と隣地との高低差が 100cm 以下となる計画の場合。)

【参考】 盛土規制法における許可申請・届出が必要な工事

○ 下記の工事をするときは、盛土規制法の許可申請が必要です。

宅地造成等工事 規制区域	1. 切土工事で、高さ2mを超えるがけをつくるとき 2. 盛土工事で、高さ1mを超えるがけをつくるとき 3. 切土、盛土を同時にする場合で、切盛した部分が2mを超えるがけをつくるとき 4. 盛土で高さが2mを超えるもの 5. 上記以外の工事で、切盛土(高さ50cm以上)する土地の面積が500m ² を超えるとき
特定盛土等 規制区域	1. 切土工事で、高さ5mを超えるがけをつくるとき 2. 盛土工事で、高さ2mを超えるがけをつくるとき 3. 切土、盛土を同時にする場合で、切盛した部分が5mを超えるがけをつくるとき 4. 盛土で高さが5mを超えるもの 5. 上記以外の工事で、切盛土(高さ50cm以上)する土地の面積が3,000m ² を超えるとき

○ 宅地造成等規制区域内で、高さ 2.0mを超える擁壁、排水施設等の全部または一部の除去工事は、盛土規制法の届出が必要です。

※ 詳細は、開発指導課 HP 盛土規制法の許可申請等について より

『「盛土規制法」許可申請等手続きの手引き』をご確認ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01966.html



問合せ先：北九州市都市戦略局計画部開発指導課 093-582-2644